

白河会場(白河市民会館 ホール)
11月13日(火)

No.	質問内容	回答者	回答内容
1	最終処分場は国有地を利用をお願いします。	環境省	私共として、今、最終処分場、県外に設置という方針で国の土地も含めてどこが適切な候補地なのか、色々と議論を重ねておるところでございます。 まだ、具体的な候補地を皆様にお示しできる段階ではございませんが、我々としても一刻も早く確保しなければならないというのは間違いございませんので、引き続き、なるべく早く確保できるように頑張っ参りたいと思います。
2	低線量での被ばくによる健康被害は無いのか。	内閣府	チェルノブイリの事故にも言及されておりましたけれども、チェルノブイリの事故がおきまして、放射線の健康影響ということで、小児の甲状腺がんの増加というのが約6千名程度確認をされております。しかし、それ以外の明確な因果関係が証明されている症例は今のところ無いというふうに認識をしております。低線場の長期の被ばくでございますが、100mSVを一時に浴びると、それから長期間にわたって積算で100mSVを浴びる時というのでは、明らかに違いがございます。少しずつ低線量を長く浴びている方が健康への影響というのは小さいということが、明らかな知見として認められています。これは低線量の被ばくであれば、一定程度遺伝子が傷ついても、すぐに修復機能がございますので、それは少しずつ被ばくをしても、それはまたすぐに修復をすると、ただ一時に、例えばヒロシマ、ナガサキの原爆の時のように、一回に100mSVを浴びますと、一度に大量の傷がついてしまうので、それが例えばガンに結びついていくような、そういう深刻な影響を与えるケースというのも出てくるというふうに認識をしております。
3	60坪の敷地に35坪の住宅を建てる為に3千万かかる。中古の場合は2千万かかる。新天地での生活再建には現状の賠償では不十分。	資源エネルギー庁	同じように、新築もしくは中古で新しい住居を用意しようとすると、この賠償では少ないんじゃないか、足りないんじゃないかといったご指摘多数頂いております。まずそういった声が大きいといったことは、こちらとしても深く受け止めさせて頂きたいと思っております。今できることということでは、今日お示しさせて頂いた賠償基準で少しでも皆様が不利にならないように、例えば個別の評価をした場合には、もっと高い評価が出来るといった場合には、しっかりとご案内できるような形、仕組みをしっかりと作らせて頂くといったことに、取り組ませて頂きたいと思っております。また、それでも賠償では足りないといったところにつきましては、他の復興庁をはじめとする他省庁で、色々生活再建の支援策といったものを考えております。その中で色々なものを組み合わせて、そういった生活再建が出来るような形といったものを他の省庁とも力を合わせて考えていきたいと思っております。
4	どっちが被害者でどっちが加害者かわからない対応を東京電力にされている。	資源エネルギー庁	東京電力の対応につきまして、立場を考えないような言いぶりが、被災者にとって感情を逆なでするような対応があるようなご指摘につきましても、こちらを受け取っておりますので、こちらにつきましても、しっかりと被災者の方々の心情を察して、賠償の対応につきましても、そこはしっかりと考えて丁寧に対応するようにといったことを資源エネルギー庁としても東京電力にしっかりと指摘し、そういうふうな皆様に寄り添った対応が出来るような形に導いていきたいと考えております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
5	どっちが被害者でどっちが加害者かわからない対応を東京電力にされている。	東京電力	資源エネルギー庁の方からもお話ありましたが、本店側の対応が悪いといった話もよくよく伺っておりますけれども、我々も一生懸命、皆さんの言葉を、本社側に関しましてちゃんと対応してくれということを伝えますので、ここはちょっと申し訳ございませんけど、お詫びだけ申し上げます。申し訳ございませんでした。
6	東京電力のリビングサービスを行う会社はどうなっているのか。住宅、土地の斡旋をやっていたようだが、現在は観光のみか。	東京電力	リビングサービスのお話を頂きましたので、私もこの賠償業務に着くにあって郡山補償センターに来ておりますけれども、まだ一部リビングサービスにサポートして頂いているというところは残ってはおります。ただ、賠償する原資をとにかく東京電力としましても出そうという形で、関係会社の整理統合、統廃合を一所懸命進めておりまして、かなり業務的にはどの会社もかなり小さくなっているというのも事実でございます。
7	ミュー粒子線の測定も行っているのか。	東京電力	通常の、今回の事故の後もそうなんですけれども、今、福島第1原子力発電所で、発生しております放射線は、ガンマー線という放射線と、ベータ線、また放射性物質に含まれるアルファ線、また中性子線という放射線でございます。それぞれにつきましては、それぞれの方法で、現在も測定を実施しております。 ただ、粒子線につきましては、通常といいますか、現在の発電所におきまして、直接発生する放射線ではございませんので、そちらの方の測定は実施していないという状況でございます。一番代表的な放射能はガンマー線というものですけれども、いわゆる発電所の中で燃料が臨界しましたら、中性子線という放射線が出てきます。今、発電所の中で燃料が直接、臨海といいますか、核分裂を直接続けているような状況ではないんですけど、一部燃料に使っている放射性物質が、自然に自分で分解して、極微量の中性子線出しているものもあります。そういったものにつきまして、現場において、測定をして確認をさせて頂いているという状況でございます。
8	原子力損害賠償紛争審査会のメンバーに被災者あるいは避難者は入っているのか。	資源エネルギー庁	原子力損害賠償紛争審査会は中立的なまた法律の損害賠償の専門家の方々によって構成されております。こちらの点につきましても、他の説明会でご指摘頂いているところでございます。私も最初によく聞かれる質問で、その住民の生の声といったものが通ってないのではないかと、いったところの関連でもございます。こういった今日頂いたお声も、しっかりと私の方から責任をもって原子力損害賠償紛争審査会の事務局を通じて原子力損害賠償紛争審査会の方に、皆様方の生の声としてあるといったところをしっかりと伝えさせて頂きたいと思っております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
9	<p>区域見直しの基準となっている年間20mSV、年間50mSVは、文科省が示している生活環境1mSVとかけ離れている。根拠はなにか。</p>	<p>内閣府</p>	<p>放射線の健康影響に関しましては、ヒロシマ、ナガサキの多数の疫学データがございます。これを基に、国際的な放射線防護機関ICRP、あるいは国内の各種の専門家の方もいますけども、数々の議論を頂いた上で、一時に100mSV以下の被ばくを受けた際の健康影響というのは、そのリスクというのは、喫煙であるとか、肥満であるとか、そういう他の発がんリスクに紛れてしまうほど小さいレベルであるという国際的な共通の知見がございます。それに基づいた形ですがICRPの方で、緊急時被ばく状況という、これは何かと申しますと、放射性物質がこのような事故で拡散をしてしまって、そこから皆様方の健康を守るために緊急な措置が必要な状況、正に今の状況を示している訳ですが、緊急時被ばく状況においては、年間20mSVから100mSVの間で適切なところで避難を指示するレベルというものを設定しなさいと勧告が出ております。その中で、我が国が一番厳しい年間20mSVというものを避難指示の際のレベルとして設定をいたしました。</p> <p>従いまして、解除に向けて準備をする避難指示解除準備区域につきましても、20mSVを下回るということが確実となる地域を、避難指示解除準備区域として位置付けておくこととしたわけです。ただ、先ほど申し上げましたように、これで避難指示を解除するわけではありません。あくまでも、この20mSVを下回った区域につきましては、これからさらに、ここをスタートラインとして、ここからさらに除染、あるいはインフラの復旧、これから人が住める環境を造っていく際のスタートラインとしての位置づけとして、20mSVというのは考えてございます。さらに線量が下がったところで、いつ解除をして戻れるかということが、今後の課題になってくるというふうに認識をしております。</p> <p>それから50mSVの方でございますが、先ほど申し上げたように、5年間自然減衰をさせても20mSVを超えるレベルということで、設定をしております。5年間というのは、三宅島の噴火であるとか、雲仙普賢岳とか、これ以外の様々な自然災害の例も研究しまして、何年以上避難続けると、これはもう元に戻れないなという目安の期間としての一定の期間というものがございまして、それを参考にいたしましたものでございます。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
10	町内になる家屋は汚染物資であり個人での処理は不可能。更地にして提供して頂きたい。	復興庁	<p>私共出来るだけ除染、あるいはインフラ復旧というものを急いで、5年6年で、けっこう浪江町の方も津波被害も厳しいものがございますので、そう簡単にインフラ復旧がすぐ出来るものではないというふうに、非常に厳しいというふうに認識しておりますけれども、出来るだけ早く進めたいと思います。</p> <p>しかし、やはりご自宅が警戒区域ということで、もうすでに一年以上2年近く放置されておまして、外観はきちんとしていても、中は入ってみるとなかなか大変であるということも、我々も限られたケースですけれども、拝見させて頂いて、インフラ復旧だけじゃなくて、皆様のご自宅のメンテナンスですとか、帰れるようにするにはどうしたらいいのかということも、非常に大事な問題だということは理解しております。</p> <p>今度、大臣からの指示もありまして、今警戒区域にあります皆様のご自宅のサンプル調査によりまして、屋根が壊れて雨漏りがしている所、あるいはそうじゃなくて外観的には立派だけど、閉め切って放置したせいで家の中はどうなっているのかと、こういうことについて調査をするということをして復興庁として決めております。皆様のご自宅の中がいったいどうなっているのかということもきちんとして把握した上で、これから皆さんがお戻り頂けるような環境が整うまでの間に、どういうふうにメンテナンスをして行けばいいのか、もう少し頻繁にご自宅に立ち入って、その時に修復について相談に乗ってもらえるような事業者、建築業者とかをご紹介するですとか、これからまずは調査をした上でどういった対策が必要かということを考えてということでございます。ですから、避難指示が解除されるまで、まだ何年かかかるとお考えしますので、その間のメンテナンスの方法と、そしてさっきご指摘があったように、戻った上でどうしようもなくなった場合にどうするのかという対応もあると思います。我々今まで除染とインフラ復旧ということが、頭にあってそれを、まず最優先で考えておりましたけれども、皆さんが実際帰られるご自宅の修繕なりメンテということも、これからの課題というふうに考えております。</p>
11	仮設住宅等を視察していると思いますが、高速道路の無料化が1月で終了する等、町民の目線で考えていない。	復興庁	<p>来年の1月15日まで無料化ということは決まっておりますが、その後の扱いについては決まっておりません。それから羽田国交大臣のところに、皆さんの方から行動を起こされて、そういった声が入っておるといっても我々認識しております。復興庁としましても、国土交通省とよく相談をいたしまして、皆様の避難生活、申し訳ないんですけども、これからもまだ続くということもございしますので、その東京電力の賠償だけでなく、国としてもどういった形で皆さんの生活再建をお支えできるか、復興住宅というのがありますし、また皆さんの就労の機会というのうまく見つけていくというのも大事だと思いますし、今ご指摘のあった高速道路の無料化というの、まだ決まってませんけれども、こういった説明会でも何度も何度もご指摘頂いております。そのことはその都度、本庁、あるいは復興庁、あるいは国土交通省の方にも話をし、努力させて頂きます。</p> <p>高速道路の無料化を細切れで無く、長期間続けるべきではないかと、続けるべきだというご意見を頂いていると、皆さんに気持ちの良いご返事が出来るように努力したいと思っております。1月15日まで、まだ時間がありますので、調整を続けている状況にあります。申し訳ないと思っておりますけれども、出来るだけ早くお答えを返せるように努力します。いずれにしても、今日こういう厳しいご意見を頂いたことも、きちんと政治家にも伝えて参りますので、復興庁の大臣なり政務官なりに全部伝えたい。今、ご返事出来ないんですけども、努力いたします。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
12	年間被ばく線量の計算方法で屋内で6割となっているが、私たちの家を計測すると4割減となっていた。屋内での測定も反映されているのか。	環境省	<p>屋内で我々の計算ですと6割減というのは仰る通りでございます、そのように計算して、今、マイクロシーベルトから年間の線量を計算しております。一方で、きちんと屋内の線量を計っているのかというところでございますが、確かにこちらの計算式は、平均的なものとして設定させて頂いておりますが、各お宅によっては単純に、4割減とか6割減とか言えないというのが事実だと思います。ですので今回除染をする前に、各一軒一軒、皆様と屋内の線量も一緒に測らせて頂いて、それで実際に屋内の線量がどうなっているかというのを確認した上で、一番効果的な除染方法を、個別にご相談させて頂きたいと考えてございますので、そのときには、一緒に、この後除染に入る前には、皆様のお宅に一軒一軒一緒にお伺いしまして線量を測らせて頂きますので、その時是非とも我々作業員に、お申し付け頂いて屋内の線量を一緒に確認させて頂ければと思います。</p>
13	双葉郡内での定時降下物のモニタリングを現在やっていないのではないかと聞いている。	内閣府	<p>定期降下物のモニタリング、ダストのモニタリングでございますけれども、こちら総合モニタリング計画の一環として引き続き測定を行ってございますので、ある程度測定結果がとり纏まった段階で随時報告をして参りたいと思います。</p>
14	子どもがいる世帯は5年も6年も待てない。子どもを持った世帯が自由に安心して土地を選んで、生活の再建が出来るような賠償をして頂きたい。	資源エネルギー庁	<p>今日説明させて頂いた賠償基準では、帰還をされる方、また新天地で生活をされる方、いずれも差が無いようにといった形で、賠償基準を定めてさせて頂いておりますけれども、今ご指摘のお話は新天地への移住のようなことを想定されて、生活再建を賠償でといったご指摘と受け止めております。こちらにつきましては、今示してある賠償基準では、帰還される方、移住される方、いずれも差がつかないようにという考え方で作っておりますけれども、そういった新しい所で生活される方に対する生活再建支援といったものも、賠償でやれるべきというのももちろん考えていきたいと思っておりますけれども、それ以外のしっかりと政府の生活再建支援策も併せて、復興庁等の仲間と共に、今後、皆様に一刻も早く示させて頂けるようにさせて頂ければと思います。</p>
15	浪江町から人が流出しないようにする前提で賠償基準があるように思える。復興よりも子育ての方が大事であることを考慮して頂きたい。	資源エネルギー庁	<p>帰還される方々への賠償も移転される方の賠償も差がつかないようにといった形で、移転される方の視点のみで考えてものではございません。しっかりと帰還をされる方も賠償の中で考えているものでございます。一方で子育ては大事だといったことはその通りだと思います。こちらにつきましても、賠償でどれだけやれるのかといったものももちろん考えていきたいと思っておりますけれども、それ以外の政府の生活再建支援策やまたその他の支援策でも、そういった子育てをされる方々への支援といったものも、他の省庁の協力も得ながら合わせ技で考えていきたいと思っております。</p>
16	リフォームも含めた賠償にできないか。	資源エネルギー庁	<p>リフォームが反映されないというところでございますけれども、こちらはリフォームの内容によります。今考えているところだと、床面積が増える等、増築のようなリフォームでありますと、こちらもしっかりとその部分が固定資産税評価額にも反映されるものでございますので、そこはそのそういったところの価格上昇分というか、価値上昇分というものはしっかりと反映していきたいと考えております。それ以外にも、そういったリフォームをしてしっかりと評価に反映出来るものと出来ないものがあるかと思っております。反映できるものとして、床面積を増やした増築というものを典型的な例として申し上げましたけれども、そういったものも、しっかりとやっていきたいと考えておりますので、リフォーム部分が反映されないということはありません。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
17	東京電力の会社としてのモラル、倫理、品性が何処にあるのか。社長から組織の長としての詫び状、見舞金等が無い。一つ一つの態度で不信感を持っている。	東京電力	<p>誠に申し訳ございませんとしか、今はお答えしようが無いと思っております。確かにあの時我々が一体何が出来たのだろうか、あの時にちゃんとしたことが出来たのかと、今、1年8か月経ってみて反省することが非常に沢山あります。</p> <p>第1回目の請求書がやたらと厚くて難しくて訳が分からなくてなんじゃこりゃというふうなお話を沢山頂きました。それを踏まえて2回目3回目は、少しでも簡単に、例えばし線で済むような、あるいは予め我々の方で印字する形で極力皆様へ書いて頂くところは少なくしようという努力をしているのですが、我々自身も最初の段階では、ゼロから始まった段階でございましたので、色々と考えすぎた結果、かえって変なことをしてしまったのだというふうに深く深く反省はしております。</p> <p>また、社長の対応が、ということも度々とは頂いておりましたけれども、今、あの後三代くらい社長が変わってしまいましたけど、歴代の社長、それなりに真摯な対応をしてきたいと思いつつも、なかなか動けるような準備や、皆さんが仰るような感覚が足りないということがあったのかというふうには思っております。</p> <p>今この場で我々しかいないので、我々からしかお詫びは出来ないのですが、今度、福島に復興本社を造らせて頂くこともございますけども、少しでも早く皆さんの声を伝える仕組みにしていきたいと思っております。何卒、ご一緒をお願いします。</p>
18	財物の有形資産と無形資産があると思う。従業員の損失や顧客の損失等の会社にとっての無形資産の賠償は無いのか。	資源エネルギー庁	<p>無形資産についての賠償といったところで、事業を営んでいらっしゃっていたということで、典型的な例として熟練の従業員さんを解雇してしまったとか、また顧客を失ったとか、といった点をご指摘頂きました。こういった点につきましても、それぞれご指摘にもありました通り、それぞれの事業者の方々の事情によって、様々な形態があるかと思えます。例えば顧客を失ったといったものにつきましても、失ったことだけということであれば、その分の収入が失ったという形で営業損害となると思うんですけど、さらに次の顧客を見つけるための色々な追加的なお金がかかるといったことがあろうかと思えます。そういった損害として目に見える形にするような対応を、こちらとしても一つ一つご事情をお聞きして、その無形の部分も損害として見えるような形にして、賠償させて頂くといった対応をさせて頂きたいと思えます。申請するとのことですので、是非申請して頂いて、色々な今隠れているご事情の部分を具体的にお知らせ頂きまして、その中でしっかりと損害として出ている部分について確定させて頂いて賠償させて頂くといった対応をさせて頂きたいと思えます。</p>
19	帰還を断念した場合は、避難解除時期に関わらず全損扱いでの賠償となるのか。	資源エネルギー庁	<p>事業を断念して帰還はしないという場合と、帰還した場合と差はつかないようにといったご指摘かと受け止めております。こちらに関しましては、本日ご説明させて頂いた賠償基準におきまして、浪江町に帰還することを念頭に、避難先で事業を継続されている方も、また浪江町で帰還はしないで他の所で新しい新天地で事業を継続しようという方も、いずれも差がつかない、いずれの場合でも同じ賠償の算定方式ということを採用させて頂いております。これによって、帰還するかしないかで差がつくことは無いといった賠償基準を採用させて頂いております。そういったところでございますので、またそれ以上の色々損害が発生していることは色々あろうかと思えますが、それにつきましては、一つずつご事情をお聞きしながら、東京電力が支払うべき賠償は賠償として支払うといった対応をきめ細やかにやっていきたいというふうに考えております。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
20	原子力損害賠償紛争審査会の中間指針が問題だと思います。住民の声を届けるのか行政の役割りのはずだが、届いているのか疑問。	馬場町長	<p>原子力損害賠償紛争審査会への対応、ADRも含めてどういうふうに自治体に対応してきたのかということで、お答えをしたいと思います。</p> <p>8力町村、やっぱり一体となって、原子力損害賠償紛争審査会については、何回かに渡って異議申し立てをしております。しかし、先ほどもちょっと国の方から伝えますといった話もありますけども、全然伝わってない。これが正直な話です。と申しますのは、原子力損害賠償紛争審査会をやったのは、今年に1月24日か25日でした、8力町村集められて。一番最初、違かった、東京に出てきてください、それで質問5分、説明5分、10分です、1町村。そんなことで東京に金をかけて、行ってもらえないでしょうということ、それで、困ったのは文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会をやっている政務官です女性の民主党の、なんとかって名前を忘れましたけども、それが私に電話よこしたわけですよ、町長そういわないで東京出てきて下さいと。8力町村長みんなそんなこと聞いたらいかないよって、あなた達が来るのが当たり前でよって。それを21回目ですよ、審査会開いた委員会。去年の6月あたりからつくて、我々被災地、被災者、呼ばれて出たことが無いんです。だから、全然皆さんの声、私共の声、聞いてないであれ決めちゃったんです、8月の時に中間指針って。そうして、とんでもない話になったでしょ、いわゆる交通事故で入院した場合には、時間が経てば怪我が治るから、精神的損害も5万円の半分でいいと言ったんですよあれ。これで、やんやの私共が騒いでふざけんという形でそういう形になったわけですよ。ですから、国の方も、私も、ここの2,3前の会場で言いました皆さんに、原子力損害賠償紛争審査会を開かせて下さいと頼んだんです。頼んでるんですよ。やらないんですよ。相手がいるから、相手が引き受けてくれないからという返事になるんでしょうけど、同じ官僚で、片方は文科省ですよ、片方は優秀な経済産業省とか内閣府とか立派な官僚なんです、この人たちは。それやらないですよ。だからやって下さいよ。私からお願いしますよ。私いつでも出ていきますから、その代り時間は2時間3時間かけてもらわないと困ります。田中真紀子さんにも言ってくださいよ。</p> <p>そういう状況なんです。私共いくらかでも詰めよう詰めようとしても、詰まっていけないんですよ。だから我々被災者をなんだと思ってんのかね。この一言です。皆さんの思いが本当にわかります。私らもでも一所懸命がんばりますから、そういうことでご理解頂きたいと思ひます。</p>